

# 千葉市早朝野球会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は千葉市早朝野球連盟と称する。

(目的)

第2条 本会は大会ビジョンの基に野球を行ない、会員相互の親睦を深め、健康の向上を図ると共に健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所所在地)

第3条 本会の事務所は千葉市内に置く。

(事業)

第4条 本会は前第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) リーグ戦、トーナメント戦
- (2) 定時総会（納会）、理事会、委員会
- (3) 野球に関する研修会
- (4) その他目的達成に必要な事業（ゴルフ大会その他）

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は本会の趣旨に賛同したクラブ（以下会員という。）として、クラブの場合は各人明記の上本会事務局へ入会の申込みをし、理事会が承認したのによって構成される。ただし、会長・副会長は個人に委嘱することが出来る。

(会員の義務)

第6条 会員は会則を遵守すると共に大会ビジョンの趣旨を理解し別に定める規則を遵守するものとする。

2. 会員は別に定められた入会金、年会費を納入する義務を負う。
3. CBMクラブの会員としての義務は理事会で決定し、実行委員会の承認を得る。

(失格)

第7条 会員は前条の義務を怠った時、あるいは会の名誉を著しく傷つけた時は会員としての資格を失う。

(退 会)

第8条 会員は自らの意志により退会することができる。

## 第3章 会の機関

### 第1節 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事会、理事 5名以上10名以内
- (4) 実行委員長、事務局長、会計局長、審判長、監事、県早起き野球協会委員、  
傷害共済委員、実行委員但し理事を兼ねることができるものとする。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、会の業務を総理する。

2. 副会長は会長の定めるところにより、会長を補佐し会長が欠席のときは、その職務を行なう。
3. 理事長は本会の定めるところにより、会長、副会長を補佐し、会長、副会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めるところにより、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。  
又理事会の定めるところにより別に掲げる本会主旨及び各部の業務を指導、徹底を行なうものとする。
4. 実行委員長は理事会の定めるところにより、本会の運営を掌る実行委員会の長として職務を行なう。
5. 事務局長は本会事務局を統括し理事会、実行委員会の決定事項を会員へ通知し事務全般の職務を行なう。
6. 会計局長は本会全ての資産会計の職務を行なう。
7. 監事は本会の資産及び会計の監査に関する職務を行なう。
8. 審判長は理事会の定めるところにより、審判の研修を実施しリーグ戦、トーナメント戦の審判設定と技術向上を行なうものとし、野球規則の徹底を図るものとする。
9. 県早起き野球協会委員は県協会の諸会議に出席し本会との連絡を密にし、県協会の発展に寄与することを職務とする。
10. 傷害共済委員は会員全員を加入することを目的とし、その運営を職務とするものとする。

11. 実行委員（各チームの監督とする。）は理事会の定めるところにより別に掲げる各部の任務を行なうものとし、実行委員会へ出席し討議し決定された事項を各会員に通知徹底し、本会発展のために寄与することを職務とする。

（役員を選任）

- 第11条 実行委員は各クラブから1名選出し選任するものとする。
2. 理事は総会もしくは実行委員会において会員及びその他本会に理解ある個人から選任するものとする。  
理事長は理事の中から互選する。
  3. 会長、副会長は理事会において選任するものとし、実行委員会の承認を得るものとする。
  4. 実行委員長は理事及び実行委員の中から互選する。
  5. 他の役員は理事会において選任するものとし、実行委員会の承認を得るものとする。

（役員の任期）

- 第12条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。  
補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の報酬）

- 第13条 本会の役員は全て無報酬とする。

## 第2節 理事会

（理事会の組織及び招集）

- 第14条 理事会は会長及び理事をもって組織し、理事会は理事長が招集する。

（理事会の決議）

- 第15条 理事会は次の決議をする。
- （1）各専門部の委員を選任する。
  - （2）リーグ戦、トーナメント戦に関する日程、運営を決議する。
  - （3）入会、退会を決議する。
  - （4）年間行事日程を立案する。
  - （5）その他本会に関する事業を立案決議する。

- 第16条 理事会は理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。同数のときは議長が決定する。

### 第3節 実行委員会

(実行委員会の組織及び招集)

第17条 実行委員会は理事、実行委員をもって組織し、実行委員会は実行委員長が招集する。

(実行委員会の決議)

第18条 実行委員会は次の決議をする。

- (1) 総会にかわる決議期間として本会の運営に係る最高決議期間とする。
- (2) 理事会において決議、立案された事業についての承認。
- (3) 理事会における決議事項の変更、承認。

第19条 実行委員会は実行委員構成員全員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上にて決議するものとする。

### 第4節 総会（納会）

(定期総会「納会」)

第20条 会長は年1回定期総会のため年度内事業終了後総会（納会）を招集し会則の変更、事業年度の承認、表彰、その他の事項を行なう。

(臨時総会)

第21条 会長は必要に応じ、臨時総会を招集することができる。

## 第4章 資産及び会計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月末日までとする。

(予算)

第23条 本会の収入は、会員が納付する入会金、年会費及び寄付金をもってこれにあてる。

2. 入会金及び年会費の額は理事会によって決定し、実行委員会の承認を得るものとする。
3. 会計局長は当年度の予算案を作成し理事会の決議を経て、これを第1回実行委員会に提出し、承認を得るものとする。

(決算)

- 第24条 会計局長は当年度の収入、及び支出の決算報告書を作成し監事に提出しなければならない。
2. 監事は全項の決算報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
  3. 会計局長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

(納付金の返還)

- 第25条 会員が退会したる時は既に納入した入会金、年会費は返還しないものとする。

(資産の管理)

- 第26条 本会の資産は会計局長が管理する。

## 第5章 事務局

(所在地)

- 第27条 本会の事務局は連盟の指定する場所に置く。

## 第6章 退会

(退会・休部)

- 第28条 本会を退会する場合は速やかに事務局長に書類で申し出ることとする。
2. 休部は2年間をもって効力を失い、3年目に新たに入会する場合は新規入会とみなす。

## 第7章 大会ビジョン

(ビジョン)

- 第29条 大会ビジョンは大会の精神的バックボーンである。
1. 純粹に野球を愛する者の為にある。
  2. 親睦を目的とする。
  3. 健康の向上を目標とする。
  4. 常に善意の基に各自が協力する。
  5. 楽しい雰囲気を維持するために皆で協力する。
  6. 地域社会の発展に努力する。

## 第8章 雑 則

(会員の表彰・弔慰等)

- 第30条 会長は理事会に諮り、本会の向上発展に特に功績があった会員を表彰することができる。
2. 会長は理事会の定めるところにより会員又はその遺族に弔慰金又は見舞金を贈ることができる。

(名誉会長・顧問等)

- 第31条 本会に名誉会長、及び顧問並びに相談役、参与を置くことができる。
2. 前項の選任は理事会に諮り会長が委嘱する。
  3. 任期は会長の任期と同一つする。